

第138回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成24年5月11日（金曜日） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

(1) 委員3人

(2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係長、同課審査係員

(3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主事

4 議事の概要

(1) 開会

事務局から議事の内容及び進行について説明を行った。

内容は、同意議案3件である。

議案第1号 建築基準法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

議案第2号 建築基準法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

議案第3号 建築基準法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

(2) 議事

【議案第1号について】

（委員） ■■■■■についても分筆の必要があるように思えるがどうなのか。

（特定行政庁） 分筆の必要がある。■■■■■と同様に、隣接の建物を建て替える際に分筆を行う予定をしており、土地所有者の了解も得ている。

また、■■■■■についても、現在は終端まで通路となっているが、一部分筆の必要があり、こちらについても協定の一部となる。

（委員） 35m以内の通路部分の突き当りは、あくまでも宅地で、現況は道路なのか。

（特定行政庁） 現況は道路となっている。筆境まで舗装はされているが、協定上の通路はマンホールの手前までとなる。■■■■■は2mで筆が切れており、地目も公衆用

道路になっている。

(委員) 将来位置指定道路にするつもりはないのか。

(特定行政庁) 協定でも書いてあるが、法第42条の道路を目指している。また、市にすべて寄付させるようなことがあれば、市道という考えもある。

(委員) 当該申請敷地と東側に面している敷地は、所有者が共通ということによろしいか。1つであったものを2つに分けているのか。

(特定行政庁) 今回申請地には建物があり、その建替えになる。敷地も同一の方の所有だが、将来どうするかはわからない。

(委員) 先ほど、仮に位置指定道路とならなかった場合には市道もあり得るとのことだったが、行き止まりでも市道認定は可能なのか。

(特定行政庁) 東側の市道97号線の区域変更という形で区域に入れることも考えられる。

(事務局) 市道は原則通り抜けできるものに道路法の網をかけている。寄付を受けても当初は認定外道路として運用することになる。

(委員) 市が所有する通路の扱いということか。

(特定行政庁) 市が所有する場合の許可運用指針の中で考えていくことになる。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【議案第2号について】

(委員) 最低敷地の基準には適合しているのか。

(特定行政庁) 適合している。

(委員) 現在、人は住んでいないのか。

(特定行政庁) ご高齢の方なので、お子様のお宅に移られており、現在は住まわれていない。

以上の審議の結果、同意することに決定した。

【議案第3号について】

(委員) 敷地は道路境界から少し内側に入ったところということになるのか。

(特定行政庁) 通路幅員はL型からL型までで4.008としているが
実際はさらに内側に入ったところから敷地境界となっ
ている。(資料5)

以上の審議の結果、同意することに決定した。
以上をもって閉会した。